

No.	件名・内容	回答
1	<p>出生届出済証明への日付誤記載について</p> <p>【内容】 大切な母子手帳中の「出生届出済証明書」の日付印が間違っ て押印されてしまい、 すぐに訂正はされ謝罪はあり ましたが、その対応がとて も軽く感じられました。</p> <p>(受付No.) 31-2045 (受付日) 令和元年5月7日</p>	<p>「出生証明書に使用する回 転印」は、毎朝、窓口を開 ける前に当日の日付に直す こと、併せて使用時には日 付を再確認することとして おります。今回のことは、 その二つの確認を怠った ことが原因です。</p> <p>大切な母子手帳に誤った 処理をしてしまい、その誤 った処理に対して「軽く感 じられる」対応をしてしま ったことについて、改めて 心よりお詫びいたします。</p> <p>今後このようなことが起 こらないよう、全ての事務 処理につきまして、事前 の準備と確認の徹底を周 知し、併せて、回転印等 の事前に準備できるもの については、前日の業務 終了後に行うよう指示し たところです。</p> <p>職員一人一人が責任をも って職務にあたり、再発 防止に努めてまいります。</p> <p>(担当) 市民課 (直通電話) 775-5129</p>